

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の基本方針

令和8年9月策定

(社福)大崎上島町社会福祉協議会

1. 目的

社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会(以下「本会」という)は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組めます。

2. 求職者等とは

- (1) 求職者(本会の求人に応募する者)
- (2) 本会が実施する採用に資する活動に参加する者(就職説明会や職場見学等)
- (3) 実習を受ける者

3. 求職活動等とは

※ SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

- (1) 採用面接への参加
- (2) 就職説明会への参加
- (3) 本会が雇用する職員への訪問(職場訪問)
- (4) 実習への参加

4. 対象となる行為

- (1) 性的な内容を含む質問や発言
- (2) 容姿、身体的、交際関係等に関する不必要な質問
- (3) 食事や私的な関係を執拗に求める言動
- (4) 身体への不必要な接触
- (5) 性的な画像、動画、メッセージ等の送信
- (6) 採用選考や実習評価等と引き換えに性的な要求を行うこと
- (7) その他、求職者等の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

5. 採用活動及び実習指導に関与する職員の責務

採用活動及び実習指導に関与する役員及び職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適正に対応します。

6. 相談への対応

本会は、求職者からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

7. 不利益取り扱いの禁止

相談の申し出、事実関係の確認への協力、その他ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取り扱いを行うことはありません。

8. 未然・再発防止

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 職員に対する教育の実施
- (2) 相談窓口の設置および周知
- (3) 相談者のプライバシー保護
- (4) 相談または申告を理由とした不利益取扱いの禁止
- (5) 事実確認および再発防止措置の実施

9. 厳正な対処

求職者等に対して、ハラスメントを行った職員には、速やかに事実関係を確認の上、就業規則に基づき厳正な措置を講じます。

10. 相談窓口

求職者等は、採用活動等においてセクシュアルハラスメントを受けた場合、またはそのおそれがある場合には、本会が設置する相談窓口へ相談することができます。

【相談窓口】

担当部署：総務経理係

電話番号：0846-62-1718

メールアドレス：o-soumukeiri@syakyo.net